平成２４年（フ）第１７号
和歌山市栄谷443番地の１
債務者　西弘建設こと　西川　弘之
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８号
和歌山市栄谷443番地の１
債務者　西川　節子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
和歌山市和歌川町７番41号　パレーシャル和歌川103
債務者　神谷こと　松尾　妙子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５号
和歌山県橋本市高野口町大野496番地の１
債務者　森下　智仁
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６号
和歌山市大谷131番地の12
債務者　玉井　信行
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
和歌山市吉田645番地　千ビル401号
債務者　岩橋　康守
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
和歌山市有本362番地
債務者　小阿瀬洋子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７５号
山口県周南市梅園町２丁目１番地ウメゾノ２・１―502号、前住所山口県周南市三番町２丁目15番地の１ダイアパレス三番町1002号
債務者　藤井　浩二（旧姓重永）
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１号
山口県光市虹ケ丘７丁目３番18号
債務者　田中　一成（旧姓古賀）
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１２５号
山口県岩国市麻里布町７丁目14番７号
債務者　乗附　健貳
１　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１２６号
山口県岩国市麻里布町７丁目14番７号
債務者　乗附　佳子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３６号
山口県岩国市周東町西長野559番地３
債務者　尾崎　貞春
１　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１号
佐賀県唐津市西城内３番28号　城内グランドマンション301号
債務者　宮崎　　昇
１　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２号
佐賀県唐津市西城内３番28号　城内グランドマンション301号
債務者　宮崎　祐子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１８号
青森県むつ市横迎町１丁目４番29号
債務者　田中　孝子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７６号
神戸市中央区旗塚通３丁目１番16号　ふじマンション301号
債務者　大野明美こと　楊　　明美
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１４号
神戸市北区有野台５丁目３番B52棟101号
債務者　迫谷　振一
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１５号
神戸市北区有野台５丁目３番B52棟101号
債務者　迫谷千恵子
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部